

平成 24 年 7 月 23 日

各 位

上場会社名	GMOアドパートナーズ株式会社
代表者	代表取締役社長 高橋 信太郎
(コード番号	4784)
問合せ先責任者	取締役 森竹 正明
(TEL	03-5728-7900)

ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 7 月 23 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条および第 239 条の規定ならびに平成 24 年 3 月 19 日開催の当社第 13 期定時株主総会決議に基づき、当社の取締役および従業員ならびに当社子会社の取締役および従業員に対して発行する新株予約権の具体的な発行内容を下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件によりストックオプションとして新株予約権を発行する理由
当社および当社子会社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的とする。
2. 新株予約権の発行要項
 - (1) 会社の商号
GMOアドパートナーズ株式会社
 - (2) 新株予約権の割当日
平成 24 年 7 月 24 日
 - (3) 新株予約権割当の対象者

当社の取締役	4 名	410 個
当社の従業員	28 名	186 個
当社子会社の取締役	6 名	215 個
当社子会社の従業員	32 名	189 個
合計	70 名	1,000 個
 - (4) 新株予約権の数
1,000 個
 - (5) 新株予約権の払込金額
無償（新株予約権と引換えに金銭の払込を要しない。）
 - (6) 新株予約権の目的である株式の数
 - ① 新株予約権 1 個当たりの新株予約権の目的である株式の種類及び数（以下「付与株式数」という。）は普通株式 1 株とする。
 - ② 新株予約権の目的である株式の総数は、当社普通株式 1,000 株とする。
 - ③ 新株予約権の割当日後、当社が普通株式の分割、又は普通株式の併合を行う場合には、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社は、株式無償割当てを行う場合その他付与株式数の調整を必要とする場合には、当社が合理的と考える範囲で付与株式数を調整することができるものとする。
かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の

数について行われ、調整の結果生じる1株未満の株式数については、これを切り捨てるものとする。

- ④当社は、前号の調整を行った場合、調整が行われた旨及びその内容を、遅滞なく新株予約権者に対して通知する。

(7) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- ①各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により交付を受ける普通株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その価額が割当日の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

- ②新株予約権の割当日後、当社が、普通株式の分割又は併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割（又は株式併合）の比率}}$$

- ③新株予約権の割当日後に、当社が時価を下回る価額で普通株式の発行又は普通株式の自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。ただし、新株予約権の行使の場合は、行使価額の調整は行わない。なお、「時価」とは、普通株式の発行又は処分に係る払込期日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値をいう。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式数を控除した数とし、当社が保有する普通株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

上記のほか、新株予約権の割当日後に、当社が株式無償割当てを行う場合その他行使価額の調整を必要とする場合には、当社が合理的と考える範囲で行使価額を調整することができるものとする。

- ④当社は、前号の調整を行った場合、調整が行われた旨及びその内容を、遅滞なく本新株予約権者に対して通知する。

(8) 新株予約権を行使することができる期間

平成26年7月24日から平成33年7月23日までの期間とする。

(9) 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権者は、新株予約権の行使時まで継続して、当社の取締役、監査役もしくは従業員または当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要する。
- ②新株予約権者の質入れ、担保権の設定及び相続は認めないものとする。
- ③その他権利行使の条件（上記①に関する詳細も含む。）は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(10) 新株予約権の取得事由

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併契約、当社が株式交換完全子会社となる株式交換契約、新設合併契約又は株式移転計画が株主総会で承認されたときは、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

(11) 新株予約権の行使の方法

- ①新株予約権を行使する際には、社債、株式等の振替に関する法律の適用を受ける。また、その取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従うものとする。
- ②新株予約権の行使に先立ち、新株予約権者は当社の指定する口座管理機関に当該新株予約権者名

義の振替口座を開設し、別途当社が定める方法により、その口座コードを当社に通知するものとする。

- ③新株予約権の行使は、当社が定める新株予約権行使請求書（以下、「請求書」という。）に前号に基づき当社に通知した振替口座のコード、行使に係る本新株予約権の内容及び数並びに本新株予約権を行使する日（以下、「行使日」という。）を記載し、記名捺印のうえ、法令及び取引所規則等並びに当社の要請により要求されるその他の書類（以下、「添付書類」という。）を添えて、これを本新株予約権の行使請求受付場所（以下、「受付場所」という。）に提出し、かつ、当該行使にかかる本新株予約権の出資価額の全額に相当する金銭を次項に定める払込取扱場所に払い込むことにより、これを行うことができる。
- ④新株予約権者は、1個の新株予約権を分割して行使することはできない。
- ⑤受付場所は、当社総務担当部門又はその業務を承継する部署とする。

(12) 新株予約権の行使に際しての払込取扱場所

新株予約権の行使に際しての払込取扱場所（以下、「払込取扱場所」という。）は、当社が指定する銀行とする。

(13) 新株予約権の行使の効力

新株予約権の行使の効力は、前2項の規定に従い、請求書及び添付書類が受付場所に到達し、かつ、当該行使にかかる新株予約権の出資価額の全額が払込取扱場所において払い込まれたときに生じ、新株予約権を行使した新株予約権者は、かかる効力が生じた日に当該新株予約権の目的である株式の株主となる。

(14) 1株に満たない端数の処理

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

(15) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額

- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前項記載の資本金等増加限度額から前項に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(16) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

(17) 新株予約権証券の不発行

当社は、新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

(18) 新株予約権者への通知

当社による新株予約権者への通知は、新株予約権に関する新株予約権原簿に記載された新株予約権者の住所宛てに行い、かつ、それをもって足りる。

(19) その他の細目事項

新株予約権に関するその他の細目事項については、取締役会決議により決定する。

以 上